

2026年診療報酬改定に伴う掲示

当院は「保険医療機関」に指定されています。

・電子的診療情報連携体制整備加算について

- ①オンライン請求を行っています。
- ②オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③電子資格確認を利用して取得した受診歴、薬剤情報その他必要な診療情報を、診療を行う診察室で閲覧、または活用できる体制を有しています。
- ④電子処方箋を発行する体制を有しています。
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、現在整備中です。
- ⑥マイナンバーカードの健康保険証利用について、一定程度の実績を有し、利用促進に向けお声かけ、ポスター掲示を行っています。
- ⑦医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

・医療情報取得加算について

オンライン資格確認を行う体制を有しています。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

・一般名での処方について

後発医薬品がある薬については、一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても一般名処方によって必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、令和6年10月1日より患者さまが一般名処方の処方箋から長期収載品（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがございます。

・明細書について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計の際にお申し出ください。